

平成29年門真市教育委員会第9回定例会

開催日時 平成29年9月29日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第36号 平成29年度門真市教育功労者の表彰について
- 日程第4 議案第37号 平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表について
- 日程第5 議案第38号 平成29年度大阪府中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について
- 日程第6 議案第39号 門真市立旧第六中学校運動広場内体育館敷地の変更について
- 日程第7 議案第40号 門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則及び門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子
委員	高橋 元

事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
教育部長	満永 誠一
教育部次長	水野 知加子
教育部総括参事	寺西 照之
教育部教育総務課長	中野 康宏
教育部学校教育課長	三村 泰久
教育部学校教育課参事	高山 拓也

教育部学校教育課参事

兼教育センター長 杉井 信夫

教育部社会教育課長 牧菌 友広

教育部図書館長 西中 敏美

久木元教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 高橋 元 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 議案第36号 平成29年度門真市教育功労者の表彰について
説明者 中野教育総務課長

久木元教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分があり、表彰日まで被表彰者以外には秘匿にする必要があるため、非公開にて審議したいとのこと、各委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[教育長室へ移動 非公開]

出席者 全委員、森本教育次長、満永教育部長、中野教育総務課長

時間 午後2時3分から午後2時7分まで

[審議の結果 原案のとおり可決]

[議事録 省略]

[会議再開 大会議室]

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第37号 平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書9ページ及び別添カラー刷り資料をご覧ください。

4月18日に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が、8月28日に文部科学省より公表されたことに伴い、本市でもその結果について市民の方々にお知らせすべく公表したいと考えております。

公表の内容につきましては、カラー刷りの資料をご覧ください。

1枚目は、小学校6年生と中学校3年生の国語・算数・数学の平均正答率、標準化得点を活用した対全国比グラフ、無解答率を経年比較したものでございます。結果概要を申し上げますと、昨年度と比較して、小学校は、国語・算数A・B両区分ともに正答率がやや低下しております。また、中学校は、国語・数学ともA区分は上昇し、B区分はやや低下しております。

2枚目3枚目は、小・中学校の教科区分ごとの正答率、対全国比、正答率分布です。

4枚目には、児童生徒質問紙の中から、家庭学習に関連する項目や生活状況の結果を掲載しております。

公表につきましては、本日議決をいただければ、お配りした結果概要を、門真市のホームページで公表し、広報かどま11月号にも併せて掲載したいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第38号 平成29年度大阪府中学生チャレンジテスト(3年生)結果の公表について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書の11ページ及び別添カラー刷り資料をご覧ください。

6月21日に実施されました大阪府チャレンジテスト（3年生）の結果概要が、9月5日に大阪府より公表されました。そのことに伴い、本市でもその結果について市民の方々にお知らせすべく公表したいと考えております。

公表の内容につきましては別添カラー刷り資料をご覧ください。中学校3年生の国語、社会、数学、理科、英語の平均得点、標準化得点のグラフ、本市の取組についてでございます。

公表につきましては、本日議決をいただければ、門真市のホームページに掲載したいと考えております。

長澤教育長職務代理者： このチャレンジテストで意図的に休んだという報告はありませんか。

杉井学校教育課参事： 本市においてはそのような報告は入っておりません。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第39号 門真市立旧第六中学校運動広場内体育館敷地の変更について

説明者 牧菌社会教育課長

議案書13ページから15ページをご覧ください。

本件につきましては、門真市立旧第六中学校運動広場体育館を廃止し、まちづくり事業用地として供用することに伴い、同体育館の土地1769.93㎡及び建物1,146.08㎡を教育財産から普通財産に変更するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第40号 門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則及び門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正について

説明者 牧菌社会教育課長

議案書16ページをご覧ください。

本件につきましては、門真市立旧第六中学校運動広場体育館の廃止に伴い、所要の改正を行うにつき、本規則の一部を改正するものでございます。

議案書17ページ、18ページの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の改正内容についてであります。

改正内容といたしましては、第2条におきまして、条例本文中の「体育館」という文言を削除するとともに、残る「グラウンド」の位置づけを本規則名である運動広場とすることに伴い、同じく「グラウンド」の文言を削除し、「運動広場」と置換えるものでございます。

第5条及び第16条におきましては、10月1日施行予定の門真市立旧第六中学校運動広場条例において、削除いたしました条があるため、同条例から引用する条を改正するものです。

第20条におきましては、体育館への入館制限を定めていることから、削除するものです。

19ページから26ページの使用許可申請書等の各様式におきましては、残るグラウンドの位置づけを運動広場としたことから、使用施設欄を削除するものです。

続きまして、門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の改正内容についてであります。

議案書27ページから36ページをご覧ください。

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書等の様式におきましても、先ほどご説明いたしました門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の様式と同様に、グラウンドの位置づけを運動広場としたことから各様式を改正するものです。

なお、附則といたしまして、第1項において施行日を29年10月1日とし、第2項において、規則の様式に関する経過措置を規定するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 高橋 元